

被災酒類に係る酒税相当額還付制度に関する説明会のご案内について

この度の「平成 30 年 7 月豪雨」により被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。
酒類製造者又は酒類の販売業者が販売のために所持していた酒類が、平成 30 年 7 月豪雨により破損等（亡失、滅失等）により本来の用途に供することができなくなったもの（以下「被災酒類」といいます。）に係る酒税相当額については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）第 7 条及び第 8 条に基づき、被災場所の所轄税務署長に対して所定の手続を行うことにより、酒税相当額の支払い（還付）を受けることができます。

なお、当局では被災酒類に係る酒税相当額還付手続及び手続書類の記載方法について、別添のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

【注意事項】

説明会に参加を希望される方は、別添を確認いただき、参加を希望される説明会会場の連絡先に対し、事前に電話等により連絡いただくようお願いいたします。

会場ごとに、参加希望者数が定員を超えた場合は、会場又は時間の変更をお願いすることがありますので、ご了承ください。

なお、事前の連絡がない場合も、説明会会場の定員に満たない場合は、説明会に参加することは可能です。

また、説明会には、公共交通機関をご利用ください。

【当該案内のお問合せ先】

部署：広島国税局 酒税課 監理係
電話：082-221-9211（内線：3759）

(別添)

説明会開催日程

県名	開催日	開催時間		会場名 会場所在地	連絡先 電話番号	定員
岡山県	10月4日(木)	1	10時00分～11時00分	瀬戸税務署 会議室 岡山市東区瀬戸町瀬戸 70番地	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	30人
		2	13時30分～14時30分			30人
	10月5日(金)	1	10時00分～11時00分	西大寺税務署 会議室 岡山市東区西大寺中2丁目24番13号	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	30人
		2	13時30分～14時30分			30人
	10月9日(火)	1	10時30分～11時30分	笠岡税務署 会議室 笠岡市五番町5番48	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	30人
		2	13時30分～14時30分			30人
	10月10日(水)	1	10時30分～11時30分	高梁税務署 会議室 高梁市向町13番地	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	30人
		2	13時30分～14時30分			30人
	10月11日(木)	1	10時00分～11時00分	岡山東税務署 会議室 岡山市北区天神町3番23号	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	50人
		2	13時30分～14時30分			50人
	10月15日(月)	1	10時00分～11時00分	岡山西税務署 会議室 岡山市北区伊福町4丁目5番38号	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	80人
		2	13時30分～14時30分			80人
	10月16日(火)	1	10時00分～11時00分	勤労者総合福祉センター (サンワーク総社) 総社市駅南1-5-7	岡山東税務署 酒類指導官 086-897-3647 (直通)	50人
		2	13時30分～14時30分			50人
広島県	10月1日(月)	1	10時30分～11時30分	呉税務署 3階大会議室 呉市中央3丁目9番15号	広島東税務署 酒類指導官 082-227-1264 (直通)	50人
		2	13時30分～14時30分			50人
	10月2日(火)	1	10時30分～11時30分	海田税務署 2階大会議室 安芸郡海田町大正町1番13号	広島東税務署 酒類指導官 082-227-1264 (直通)	60人
		2	13時30分～14時30分			60人
	10月5日(金)	1	10時30分～11時30分	広島南税務署 3階大会議室 広島市南区宇品東6丁目1番72号	広島東税務署 酒類指導官 082-227-1264 (直通)	50人
		2	13時30分～14時30分			50人
	10月9日(火)	1	10時30分～11時30分	三原税務署 会議室 三原市宮沖2丁目12番1号	西条税務署 酒類指導官 082-422-2495 (直通)	40人
		2	13時30分～14時30分			40人
	10月11日(木)	1	10時30分～11時30分	尾道税務署 会議室 尾道市古浜町27番18号	西条税務署 酒類指導官 082-422-2495 (直通)	24人
		2	13時30分～14時30分			24人
	10月12日(金)	1	10時30分～11時30分	竹原税務署 会議室 竹原市中央3丁目2番12号	西条税務署 酒類指導官 082-422-2495 (直通)	24人
		2	13時30分～14時30分			24人
	10月15日(月)	1	10時30分～11時30分	西条税務署 会議室 東広島市西条昭和町16番8号	西条税務署 酒類指導官 082-422-2495 (直通)	30人
		2	13時30分～14時30分			30人

(参考)

酒類指導官設置署について

酒類指導官 設置税務署	担当税務署	郵便 番号	所在地	電話番号 (直通)
鳥取	鳥取、米子、倉吉	680-8541	鳥取市富安2丁目 89 番地4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-77-2277
松江	松江、浜田、出雲、益 田、石見大田、大東、 西郷	690-8505	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎	0852-78-0354
岡山東	岡山東、岡山西、西大 寺、瀬戸、児島、倉敷、 玉島、津山、玉野、笠 岡、高梁、新見、久世	700-8655	岡山市北区天神町3番 23 号	086-897-3647
広島東	広島東、広島南、広島 西、広島北、呉、三次、 庄原、廿日市、海田、 吉田	730-0012	広島市中区上八丁堀3番 19 号	082-227-1264
西条	西条、竹原、三原、尾 道、福山、府中	739-8615	東広島市西条昭和町 16 番8号	082-422-2495
山口	山口、下関、宇部、萩、 徳山、防府、岩国、光、 長門、柳井、厚狭	753-8509	山口市河原町6番 16 号 山口地方合同庁舎2号館	083-966-1053

お酒に関するご質問やご相談については酒類指導官設置署へお問い合わせください。

なお、書類の提出先は、酒類販売場等を管轄する税務署となっております。